

「給与の支払を受けなくなった後の住所」を本人に確認のうえ記載してください。なお、1月1日現在の住所と同じ場合は「同上」、住所がわからない場合は「不明」と記載してください。

婚姻等により氏名に変更があった場合は、()の中に旧姓を記載してください。

特別徴収税額通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記載してください。なお、年度中途において税額変更通知書を受けた方については、その通知書の変更後の「特別徴収税額」欄の金額を記載してください。

異動した方の特別徴収税額を何月分から何月分まで、いくら徴収したかを記載してください。

年税額から徴収済額を差し引いた金額を記載してください。

特別徴収税額の通知書の「指定番号」を記載してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

| | | | | | | | | | | |
|----------|--------------|--------------------|-------------|------------------------|----------|---|----|--------------|--|-----------------|
| 中間市長 宛 | | 給与支払者 (特別徴収義務者) | 所在地 | 〒809-0001 中間市中間〇丁目〇番〇号 | | 担当者 | 所属 | 総務課給与係 | | 特別徴収義務者 指定番号 |
| 令和 年 月 日 | 提出 | | 名称 (氏名) | 株式会社 中間商事 | | | 氏名 | 中間 花子 | | |
| | | 代表者の 職氏名印 | 代表取締役 中間 太郎 | | 代表者印 | | 電話 | 093-123-4567 | | |
| 給与所得者 | (フリガナ) | | | 特別徴収税額 (年税額) | 12,000 円 | 異動年月日 | | | | 異動後の未徴収税額の徴収 |
| | 氏名 | 福岡 次子 (旧姓 田中) | | 徴収済額 | 5,000 円 | 令和 元 年 10 月 31 日 | | 1. 特別徴収継続 | | |
| | 生年月日 | M・T・S・H 50年 1月 1日 | | 6月から10月まで | | 異動の事由 | | 2. 一括徴収 | | |
| | 1月1日の住所 | 中間市通谷〇丁目〇番〇号 | | 未徴収税額 | 7,000 円 | ①. 退職 ②. 転勤 ③. 休職 ④. 育児休業 ⑤. 死亡 ⑥. その他 () | | ③. 普通徴収 | | |
| 現在の住所 | 中間市弥生〇丁目〇番〇号 | | | | | | | | | |

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

| 一括徴収の理由 | 給与または退職手当等の支払予定月日 | 一括徴収予定額 | | 備考 |
|------------------------------|-------------------|---------------|----|-------------------------------|
| | | 支払予定日ごとの徴収予定額 | 合計 | |
| 1. 異動が12月31日までで申し出があったため | | | | 一括徴収した税額は 月分 (月 日) 納期で納入します |
| 2. 異動が1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため | | 円 | 円 | |
| 異動者の印鑑 | | 円 | 円 | |

| ※市記人欄 | |
|-------|---------|
| 現年度 | 新年度 |
| 入力年月日 | |
| 徴収指定 | — |
| 検印 | |
| 納期変更 | 期 年 月 日 |

◎異動の事由が転勤などの場合の新しい勤務先

| | | | | | | |
|------|----|--------------------|------|------|--|--------------|
| 月割額 | 円 | 給与支払者 (特別徴収義務者) | フリガナ | | | 特別徴収 指定番号 |
| を | 月分 | | 事業所名 | | | |
| するよう | 連絡 | | フリガナ | 郵便番号 | | 電話番号 |
| 済です。 | | | 所在地 | — | | |

- ※普通徴収…退職者本人等が納税通知書により直接金融機関等で納付する方法です。
- ※在職中の従業員の方の徴収方法を本人の希望や事務都合の理由により、特別徴収から普通徴収へ切り替えることはできません。
- ※退職が1月1日から4月30日までの間の場合は、法律により一括徴収が義務付けられていますので、最終支給額が未徴収税額を上回る場合を除き、必ず一括徴収してください(地方税法第321条の5第2項)。